



熊本県公報

第 1 2 1 2 4 号

平成 24 年 6 月 26 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入同意の承認 (芦北加入区) (団体支援課) 1
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) 1
- 保安林の指定に関する予定 (森林保全課) 1
- 保安林の指定に関する予定 (") 2
- 建築計画概要書の電子データ化及び精査業務 (その 9 : 球磨
地域振興局管内) の競争入札の参加者に必要な資格等 (建築課) 2
- パソコン及びプリンタの借入れの一般競争入札の参加資格等
..... (情報企画課) 3
- 救急医療機関に関する認定 (医療政策課) 3
- 道路の区域変更 (道路保全課) 3
- 道路の区域変更 (") 4

公 告

- 建築計画概要書の電子データ化及び精査業務 (その 9 : 球磨
地域振興局管内) に係る一般競争入札の実施 (建築課) 4
- 土地改良区役員の退任及び就任 (農村計画課) 7
- パソコン及びプリンタの借入れに係る一般競争入札の実施 (情報企画課) 8
- 県営土地改良事業の工事完了 (農村計画課) 11

告 示

熊本県告示第 8 4 9 号

漁船損害等補償法 (昭和 2 7 年法律第 2 8 号。以下「法」という。) 第 1 1 2 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意があったものと認められるので、法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。
なお、平成 2 0 年 6 月 2 7 日熊本県告示第 6 0 3 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 1 1 3 条の 2 第 1 項の規定により平成 2 4 年 6 月 2 6 日限り消滅するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 4 年 6 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

芦北加入区

熊本県告示第 8 5 0 号

地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) 第 1 4 4 条の 9 第 3 項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成 2 4 年 6 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
和泉商事株式会社	熊本市中央区本荘 7 2 1 - 1 1	平成 2 4 年 5 月 2 2 日

熊本県告示第 8 5 1 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 3 0 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 4 年 6 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市本渡町本渡字樋ノ場 2 6 6 0 番 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇樋ノ場2660番1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第852号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成24年6月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市宮地岳町宇屋鋪田4796番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇屋鋪田4796番(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第853号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成24年6月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項
建築計画概要書の電子データ化及び精査業務(その9:球磨地域振興局管内)
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班(県庁行政棟本館2階)
〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18-1
電話 096-333-2581(ダイヤルイン)
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成24年7月20日(金)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成26年3月31日までとする。

- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成26年1月4日から平成26年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県告示第854号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成24年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
パソコン及びプリンタのリース一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうち、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成24年7月10日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成26年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成26年1月4日から平成26年1月31日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第855号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
玉名郡市医師会立玉名地域保健医療センター	玉名市玉名2172番地	平成24年6月26日から 平成27年6月25日まで

熊本県告示第856号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年6月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇市三久保字千町無田 233番180地先から 同所 233番142地先まで	前	10.9 ～ 12.0	67.4	側溝整備
			後	11.6 ～ 12.7		

2 区域を変更する期日 平成24年6月26日

熊本県告示第857号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年6月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	越小場湯浦線	水俣市大字久木野字狐岩 1239番1地先から 水俣市大字久木野字大浦 1262番2地先から	前	6.1 ～ 10.9	72.5	仮設道路の廃止
				4.4 ～ 15.9		
			後	6.1 ～ 10.9	72.5	

2 区域を変更する期日 平成24年6月26日

公 告

熊本県公告第368号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
建築計画概要書の電子データ化及び精査業務（その9：球磨地域振興局管内）
- (2) 委託業務に係る入札・契約担当部局
熊本県土木部建築住宅局建築課建築物安全推進室安全推進班
- (3) 委託業務の内容
委託業務仕様書による。
- (4) 委託期間
契約締結の日から平成25年3月29日まで
- (5) 履行場所
熊本県人吉市西間下町86-1
熊本県球磨地域振興局土木部技術管理課景観建築係 ほか
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、次のアからウまでに該当し、かつ、4(2)アの電子入札システムによる入札期間に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたものに限る。紙入札により入札するものとする。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

- イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなる等の理由によりICカードの再取得を準備している者
- ウ 名称、住所及び代表者等の変更に伴ってICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に100分の5の端数は切り捨てた金額）をもつて落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札する。
- (8) 委託業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有する者であること。入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでの決定とおり受け付けること。
- ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間
公告の日から平成24年7月20日（金）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの提出先へ持参又は郵送とする。郵送の場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 過去5年間において、本業務の類似実績として、以下のアに掲げるいずれかの実績を有し、かつ、イに掲げるいずれかの実績を有する者であること。
- ア 調査業務（都市計画関係調査又はその他の調査）
(ア) 都市計画関係調査業務
(イ) 土地関係調査業務
(ウ) 建物関係調査業務
(エ) 防災関係調査業務
(オ) 地籍関係調査業務
- イ 情報処理業務（電子計算機用データ入力又はその他の情報処理業務）
(ア) データ入力、作成及び整理の業務
(イ) GIS関係業務
(ウ) 電子ファイリング業務
(エ) PDFデータ作成業務
- (6) 要綱に定める等級格付について、(5)アに掲げる業務がBランク以上で、かつ、(5)イに掲げる業務がBランク以上であること。
- 3 入札参加のための確認申請
(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 業務実績報告書及び関係書類として契約書の写し
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、当該書類の目録を電子入札システムで提出し、当該書類を書面で提出期間内に郵送又は持参により提出すること。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間

- 公告の日から平成24年8月3日(金)午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
所在地 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において行う。
- (2) 入札の方法等
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成24年8月13日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成24年8月14日(火) 午前10時
- (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館地下1階 入札室
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成24年8月13日(月)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表裏に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務の名称」を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (3) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)の立会いのもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (4) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (5) 入札の無効
次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号に該当する入札
- イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札において契約権限のない者のICカードを使用して行った入札
- エ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (6) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (7) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (8) 入札保証金の免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
- 要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限

- 落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
- (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則第77条の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- 6 その他
 (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 (2) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 (1) 業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。
 (本公告に係る入札・契約担当部局)
 熊本県土木部建築住宅局建築課建築物安全推進室安全推進班
 電話番号 096-333-2535
 ファックス番号 096-384-9820
 (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理審査班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 (3) 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）
- 8 Summary
 (1) Name and Content of Consignment（調達する役務の名称、数量）
 Electronic data making and close inspection of architectural plan synopses
 (Part 8:Jurisdiction of Kuma Regional Promotion Bureau)
 (2) Date and Place for tender（入札期日）
 Date: 10:00 a.m., 14 August 2012
 Place: Bid Room (Prefectural Government Main Building, basement 1st floor)
 (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract（担当部局名称、連絡先）
 Architecture Division
 Architecture and Housing Bureau
 Department of Civil Engineering
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo-Ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone:096-333-2535
 (4) Other（その他）
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第369号

菊池市に事務所を置く菊池市土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年6月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	福村 三男	菊池市隈府473番地31
理事	東 貞夫	菊池市下河原4775番地
理事	有田 正文	菊池市原791番地
理事	小田 一光	菊池市豊間1169番地
理事	池邊 國章	菊池市雪野1802番地
理事	小堀 利弘	菊池市片角307番地1
理事	野村 武雄	菊池市長田382番地
理事	永田 正一郎	菊池市今739番地

理事	出口 浩一	菊池市広瀬125番地
監事	樋川 治士	菊池市野間口762番地
監事	丸山 利明	菊池市原4703番地
監事	城 泰徳	菊池市重味425番地4
就任		
理事	福村 三男	菊池市隈府473番地31
理事	笹本 哲郎	菊池市西寺860番地
理事	藤本 憲志	菊池市四町分2385番地1
理事	松本 保弘	菊池市豊間1412番地
理事	高木 基充	菊池市龍門2286番地
理事	松原 順正	菊池市木庭436番地1
理事	立山 隆市	菊池市亘19番地
理事	東 信敏	菊池市森北1493番地
理事	山下 幸進	菊池市出田2852番地
監事	樋川 治士	菊池市野間口762番地
監事	丸山 和明	菊池市原4748番地1
監事	城 松徳	菊池市重味416番地

熊本県公告第370号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成24年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

パソコン 1, 950セット

プリンタ 4セット

(2) 業務に係る入札・契約担当部局

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班

(3) 借入物品の規格、品質等

要求仕様書による。

(4) 借入期間

平成24年10月1日から平成29年9月30日まで

(5) 納入場所

要求仕様書のとおり。

(6) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用を既に行った者で、次のアからウまでに該当し、かつ、4(2)ア電子入札システムによる入札期間に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたものに限り、紙入札により入札するものとする。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなりICカードの再取得を準備をしている場合

ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している場合

(7) 入札金額

入札金額は、1か月当たりの賃借料とする。見積に当たっては、60月賃借料率で計算すること。なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。

(8) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者であること。

- ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間
公告の日から平成24年7月10日（火）午後5時まで
- イ 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課 管理審査班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの提出先へ持参又は郵送とする。郵送の場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たすことについて、確認を受けること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 機能等証明書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、当該書類の目録を電子入札システムで提出し、当該書類を書面で提出期間内に郵送又は持参により提出すること。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成24年7月24日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は、電子入札システムにより、書面での提出があった場合は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 要求仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において行う。
- (2) 入札の方法等
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成24年8月6日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成24年8月7日（火）午後1時30分
- (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課
（県庁行政棟新館9階）
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所に持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成24年8月6日（月）までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「借入物品の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「借入物品の名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (3) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない県の職員）のもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (4) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。一回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入

札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受け取ったときから再入札通知書に掲げる日、時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (5) 入札の無効
次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争入札心得第8条各号に該当する入札
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条による錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の当該入札
ウ 電子入札において、契約権限のない者のICカードを使用して行った入札
エ 紙入札において、入札書にくじ番号の記入がない入札

- (6) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (7) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (8) 入札保証金
免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項第各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することができる。
- (5) 契約条項を示す場所
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2143

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 入札の業務内容、要求仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。（本公告に係る入札・契約担当部局）
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
電話番号 096-333-2143
ファックス番号 096-381-8211
- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理審査班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Quantity of commodity
1950 sets of personal computer
4 sets of printer

- (2) Date and Place for tender:
 Date: August 7th 1:30 p.m.
 Place: The ninth floor Information and Planning Division room. New building
 Prefectural Office of Kumamoto
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Information and Planning Division, Transportation Policy and Information Bureau
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo-Ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: 096-333-2143
- (4) Other (その他)
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第371号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成24年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	大開（玉名市）	平成16年11月26日	平成24年3月29日	熊本県
区画整理	腹赤（長洲町）	平成19年9月25日	平成24年3月13日	熊本県
農業用排水施設	玉名3期（玉名市、熊本市、長洲町）	平成20年12月3日	平成24年3月16日	熊本県